

千代田区 木造住宅の耐震化促進助成制度のご案内

令和6年4月時点

区では、震災時の人的・物的被害を最小限にとどめるため、居住者のいる木造住宅を対象に、耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成します。
世帯要件の緩和を延長していますので、本制度の積極的な活用をお願いいたします。

助成対象建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の各号に該当する建築物が対象です。
詳しくは窓口でご相談ください。

- (1) 木造在来軸組工法により建築された木造住宅（併用住宅を含む）
- (2) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により設計・建築された建築物
- (3) 居住者のいる建築物

助成対象者

上記の対象となる建築物の所有者、賃借人若しくは使用借人

1. 耐震診断

耐震診断に要する費用に対して、15万円を限度に助成します。（助成率 10/10）

2. 耐震改修等（耐震改修・耐震シェルター等の設置・除却）

耐震診断の結果、耐震性の不足が分かった場合、耐震改修等に要する費用に対して、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。なお、必要な耐震性が確保されていないと認められる建築物の除却の場合は、耐震診断の実施を省略できます。

耐震改修		耐震シェルター・ベッドの設置		除却	
助成率	助成限度額	助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
10/10	120万円	10/10	40万円	2/3	80万円

【ご注意ください】

- ※耐震診断・耐震改修等の契約は、必ず助成決定後に行ってください。
- ※原則として、申請した年度の1月末日までに完了実績報告書を提出してください。
- ※助成金額は、千円未満を切り捨てて算出します。
- ※耐震改修等助成の申請には、三者の見積りが必要です。（耐震診断は一者）
- ※申請の際は、要綱をご確認のうえ、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。
- ※各申請に必要な添付書類は要綱に記載していますので、ご確認ください。

<問合せ先>

千代田区環境まちづくり部建築指導課構造審査係
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1
電話 03-5211-4310（直通）
メール kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp